

平成25年度 税制改正要望項目 内閣官房

○稼働中の産業遺産を世界遺産登録推薦する場合の非課税措置の創設

要望の背景・必要性

- 世界遺産の対象資産については、世界遺産条約に基づき適切な保全措置をとることが求められる。
- 対象資産が「非稼働資産」の場合は、従来より、文化財保護法の規制に基づく制約を受け、その制約に見合った所有者の負担軽減措置として固定資産税及び都市計画税の非課税措置が講じられている。
- 他方、対象資産が「稼働中の産業遺産」については、文化財保護法以外の法律の規制に基づく制約を受け、世界遺産登録を目指す(※)こととしているが、その制約に見合った所有者の負担軽減措置はない。
※「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」(H24.5.25閣議決定)
- 「稼働中の産業遺産」の世界遺産登録に向けた取組には、所有者である企業の協力が不可欠であるため、「非稼働資産」と同様に、その制約に見合った負担軽減措置(固定資産税及び都市計画税の非課税措置)を講じることが必要。
※「九州・山口の近代化産業遺産群」が「稼働中の産業遺産」として世界遺産登録を目指しているところ、地元自治体(北九州市等)による民主党への陳情を踏まえ、9月6日の民主党内閣部門会議において重点要望項目として位置づけ。

要望の概要

稼働中の産業遺産で世界遺産登録されたものについて、文化財保護法以外の法律に基づく規制を受け保全を行う場合も、固定資産税及び都市計画税の非課税措置を講じる。

期待される効果

所有者の制約に見合った負担軽減が図られ、責任を持って世界遺産価値の保全に取り組むことが可能。